

日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場
に係る公害防止協定書

平成25年3月29日改定

公害防止協定書

目 的

東京都西多摩郡日の出町（以下「甲」という。）、東京たま広域資源循環組合（以下「乙」という。）並びに日の出町第3自治会（以下「丙」という。）は、乙が甲の地域内に谷戸沢廃棄物広域処分場（以下「処分場」という。）を設置するにあたり昭和56年12月28日締結した処分場に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）の第4条（1）、（2）、（3）に基づき一般廃棄物の処分場の維持管理を行うにあたり、公害を防止し地域住民の生命財産の安全を確保するために、地下水汚染、河川汚濁、交通公害、洪水、土砂流出等自然環境と生活環境の保全に支障を生じさせないことを目的とし、甲、乙及び丙は改めて次のとおり公害防止協定を締結する。

基本的事項

第1条 乙は、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、本協定書の各事項を遵守するほか、基本協定書、甲並びに乙の連名による昭和57年3月20日付、日の出町第3自治会の文化の森への広域最終処分場建設地元対策委員会に提出した確約書（以下「確約書」という。）並びに公害防止に係る関係諸法令を遵守しなければならない。

第2条 甲、乙及び丙は、この協定を運用するにあたり、次の基本理念にたつものとする。

（1）乙は、処分場を維持管理することによって、地域住民の生活に悪影響を及ぼさないよう手段をつくって公害の発生を防止すること。

（2）本協定書に掲げる汚染物質等の基準値は、各項に定めるものとし、乙は、恵まれた自然環境をできるだけ保全するため改善できる事項についてはたえず改善に努めなければならない。

（3）処分場の維持管理に関連して公害が発生したときには、乙は、全責任を負い、万全の解決を図らなければならない。

- (4) 甲及び丙は、前条の遵守事項について、乙の履行が認められないときは、催告のうえ、処分場に係る一切の行為を中止させることができる。

個別的事項

(処分場の構造及び技術基準等)

第3条 乙は、処分場維持管理にあたり、堰堤、防災調整池、しゃ水工、集排水工、浸出水処理施設等について、砂防法(明治30年3月30日法律29号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号。以下「政令」という。)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術基準を定める命令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号、以下前記の第1号とあわせて「総・厚令」という。))及び基本協定書に定めた事項を具備した施設を設置・管理する。

- 2 乙は、処分場維持管理に伴う工事着工時の資材搬入、重機搬入等の工事用車両が、やむを得ず都道184号線から補助道6号線(通称谷戸通り)の町道を経由し、処分場へ出入りする際、これらの運行にあたっては学童の登下校を含み、地元住民への交通災害を防止するため万全の対策を講じ、甲及び丙の了承を求めなければならない。

(処分場の維持管理)

第4条 乙は、処分場の維持管理にあたっては、総・厚令に定める方法を遵守するものとし、次に掲げる項目について、別に定める細目により点検及び検査を行うものとする。

- (1) 処分場周辺対策
- (2) 火災発生防止対策
- (3) 悪臭防止、飛散防止、そ族害虫・有害鳥獣発生防止対策
- (4) 防災調整池の機能点検
- (5) ダム擁壁、しゃ水工の定期点検及び臨時点検
- (6) 浸出水処理施設の機能点検
- (7) 浸出水原水の水質検査

- (8) 地下水の水質検査
- (9) 防災調整池及び下水道放流水の水質検査
- (1 0) 浸出水処理施設の脱水汚泥の分析
- (1 1) 気象観測
- (1 2) 発生ガス検査
- (1 3) 底質の調査

2 乙は、前項に従って行う点検、検査結果をその都度甲及び丙に提出し、その点検、検査結果について、前回結果に比べ顕著な変化などが認められるときには、その原因を究明し、甲及び丙に説明するものとする。

3 乙は、第1項に従って行う点検、検査結果によって異常を認めるときは、甲及び丙に報告するとともに直ちに原因を究明して必要な措置をとるものとする。

(処分場の管理組織)

第5条 乙は、処分場維持管理のため、管理事務所を設置するほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、その管理事務所に必要に応じて管理要員をおくものとする。

(処分場の監視組織)

第6条 乙は、甲が指名する甲の職員、甲又は丙が委嘱する監視員並びに丙の住民（以下「監視員等」という。）が監視等の必要のため処分場内に立入る場合、誠意をもって対応し、次の事項を遵守しなければならない。ただし、監視員等の範囲は、甲又は丙があらかじめ乙に報告するものとする。

- (1) 乙は、監視員等に対して、処分場の閉鎖までの間随時、必要に応じて乙の所有する資料を閲覧させなければならない。又、監視員等から資料等の提供の要求があったときは、それに応じなければならない。

- (2) 乙は、公害の防止、処分場の設置等に関する重要な変更及び改善、本協定書違反時の措置等について、甲及び丙から要求があったときは、誠意をもって協議しなければならない。
- (3) 乙は、処分場の監視に係る経費の全部又は一部を必要に応じて負担しなければならない。
- (4) 乙は、処分場に関する資料の閲覧等について、周辺住民から要求があったときは、甲を通じて資料の閲覧又は提供を行わなければならない。

(処分場の安全対策等)

第7条 乙は、地域住民の生命、財産に危険の及ぶおそれがあるとき又は重大な公害発生のおそれのあるときは、あらゆる作業を中止してその対策をたて、すみやかに実施するものとする。

(埋立処分終了後の管理)

第8条 乙は、基本協定書第6条に関連し、処分場を閉鎖するまでの間、甲の協力を得て処分場の基本施設の維持管理を行うものとし、細目については、別途甲、乙及び丙が協議するものとする。

(その他)

第9条 本協定の定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつど甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 本協定に基づく細目事項のうち、甲、乙及び丙が協議して定める必要のある事項は日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定に定めるものとする。

平成 25 年 3 月 29 日

- 甲 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
東京都西多摩郡日の出町
町 長 橋 本 聖 二
- 乙 東京都府中市新町二丁目 77 番地の 1
東京たま広域資源循環組合
管理者 竹 内 俊 夫
- 丙 東京都西多摩郡日の出町大字平井
東京都西多摩郡日の出町第 3 自治会
会 長 濱 名 良 夫